

公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学
無線 LAN 環境整備事業
仕様書

令和 8 年 7 月 13 日

公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学
無線 LAN 環境整備事業仕様書

1 業務概要

1.1 業務名

公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学 無線 LAN 環境整備事業

1.2 目的

本業務は、本学が運用する無線 LAN 環境において、無線 LAN コントローラのサポート終了に伴う管理基盤の移行及びアクセスポイントの更新を実施し、安定性・保守性・将来拡張性を確保した無線 LAN 環境を構築することを目的とする。

1.3 業務期間

機器の導入・構築及び既存機器の撤去については、契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

1.4 履行場所

山口県山陽小野田市大学通一丁目 1 番 1 号
公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学

2 現行システム及び再整備方針

2.1 現行無線 LAN システムの構成

無線 LAN コントローラ (WLC)	数	管理対象アクセスポイント (AP)	数
C5520	2	AP2802	102
		CAP3702	48
		C9120	72
C9800	2	C9120	27
		CW9166 ※	6

※ 別途整備する 11 号館のアクセスポイント 6 台を含め、C9800 の管理対象は合計 255 台となる予定である。

2.2 再整備の基本方針

WLC	数	AP	数		WLC	数	AP	数	内容
C5520	2	AP2802	102	→	C9800	2	新 AP	150	機器更新を行ったうえで C9800 にて管理する
		CAP3702	48	→				72	
		C9120	72	→			C9120	27	機器更新は行わず、C9800 にて管理する
C9800	2	C9120	27	→			CW9166	6	
		CW9166	6	→					現状維持

- ・ 既設の無線 LAN コントローラ（C9800）を新たな管理基盤として活用し、C5520 配下のアクセスポイント管理を C9800 へ移行する。
- ・ アクセスポイント（AP2802・CAP3702）については、C9800 においてサポート対象外であり、将来的なサポート継続が見込めないことから、機器更新を行ったうえで C9800 にて管理する。アクセスポイント（C9120）については、機器更新は行わず、C9800 にて管理する。

3 業務内容

本業務の範囲は、以下に示す設計、構築、移行、試験及びドキュメント作成までを含むものとする。

3.1 現状調査及び設計

- ・ 現行無線 LAN 環境の構成及び設定内容の調査
- ・ 新無線 LAN 管理基盤への移行設計
- ・ 移行後の構成図及び設定方針の策定

3.2 無線 LAN 管理基盤の移行業務

- ・ 無線 LAN 設定については、原則として現行構成を踏襲したうえで、新無線 LAN 管理基盤への移行作業を実施すること。
- ・ C5520 配下の AP2802（102 台）及び CAP3702（48 台）については、機器更新を行ったうえで C9800 配下に移行すること。
- ・ C5520 配下の C9120（72 台）については、機器更新は行わず、C9800 配下に移行すること。
- ・ 大学が指定する SSID 構成について、新無線 LAN 管理基盤上に新たに設定を追加すること。

3.3 アクセスポイント更新業務

更新するアクセスポイント 150 台は、Catalyst 9166I AP (CW9166I-Q) を想定する。同等品を提案する場合は、以下の条件を満たすこと。

- ・ 既設の無線 LAN コントローラ (C9800) で集中管理可能であること。
- ・ 既存 SSID・認証方式・VLAN 構成等を継承できること。
- ・ 必要なライセンス及び保守条件を満たすことを証明する資料を提出すること。

3.4 アクセスポイント設置・構築作業

- ・ アクセスポイントの設置にあたっては、原則として既存アクセスポイントの設置場所及び既設 LAN ケーブルを流用するものとする。
- ・ 機器仕様または現地状況により設置方法の変更が必要となる場合は、事前に大学と協議のうえ対応を決定すること。
- ・ 設置後は、新無線 LAN 管理基盤への登録、設定作業及び動作確認を実施すること。

3.5 試験・検証

試験結果については、試験項目、実施場所、確認端末、結果及び不具合発生時の対応内容を記録し、試験成績書として提出すること。

- ・ 無線 LAN 接続試験 (端末認証、通信確認)
- ・ ローミング動作確認
- ・ 学内主要エリアにおける疎通確認

3.6 既存機器の撤去

無線 LAN コントローラ (C5520) 及びアクセスポイント (AP2802・CAP3702) については、撤去作業を実施すること。撤去した機器については、管理情報、認証情報等が残存しないよう、メーカーが提供する正規手順に基づきデータ消去 (初期化) を実施したうえで、本学が指定する場所へ集約し、引き渡すこと。

4 保守及びライセンス要件

- ・ 無線 LAN コントローラにおいては、管理対象となるアクセスポイント数が 255 台となる予定であることを踏まえ、少なくとも当該台数を管理可能なメーカー正規のソフトウェアライセンスを付与すること。
- ・ 更新するアクセスポイントには、無線 LAN の運用及び管理に必要なメーカー正規のソフトウェアライセンスを付与すること。なお、当該ライセンスは、メーカーが必須と定める最低要件に従い、有効期間は 3 年間とすること。

- ・ ハードウェア保守として、先出しセンドバック方式による保守を5年間付与すること。

5 業務実施条件

- ・ 作業日時は大学と協議のうえ決定すること。
- ・ 学内業務及び授業への影響を最小限とするよう配慮すること。
- ・ 業務内容に変更が生じる場合は、事前に大学と協議し、承認を得たうえで実施すること。

6 成果物

本業務の成果物として、以下のドキュメントを作成し、電子媒体にて提出すること。

- ・ 試験成績書
- ・ 完成図書
- ・ 撤去機器一覧
- ・ データ消去証明書
- ・ 導入機器一覧
- ・ ライセンス情報一覧
- ・ 保守契約内容一覧

7 仕様書の質疑

本仕様書は業務内容の概要を示すものであり、疑義が生じた場合は、指定された質疑受付期間内に本学へ照会すること。

8 所有権

本設備の所有権は、本学が行う完成検査に合格した時点で、本学に帰属するものとする。

9 機密保持

- ・ 請負者は、本契約の履行に関連して知り得た本学の情報及び資料について、第三者に開示または漏洩してはならない。
- ・ 本契約の履行目的以外に、当該情報を使用してはならない。
- ・ 本条の義務は、本契約終了後も存続するものとする。

10 その他

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、大学と受託者が協

議のうえ決定するものとする。

以上